

第37, 38, 39, 40号議案

令和8年度

桶川市 一般会計 特別会計 補正予算書

No. 1

目 次

一 般 会 計

令和8年度桶川市一般会計補正予算（第3回）	1
-----------------------------	---

特 別 会 計

令和8年度桶川市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	9
-----------------------------------	---

令和8年度桶川市介護保険特別会計補正予算（第2回）	1 3
---------------------------------	-----

令和8年度桶川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	1 7
------------------------------------	-----

桶川市一般会計補正予算(第3回)

第 37 号議案

令和 8 年度桶川市一般会計補正予算（第 3 回）

令和 8 年度桶川市の一般会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 291, 278 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29, 321, 263 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 27 日提出

桶川市長 小 野 克 典

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		138,000	4,303	142,303
	1 地方特例交付金	138,000	4,303	142,303
10 地方交付税		4,240,000	89,984	4,329,984
	1 地方交付税	4,240,000	89,984	4,329,984
14 国庫支出金		5,180,606	3,393	5,183,999
	2 国庫補助金	576,148	3,393	579,541
17 寄附金		37,459	9,000	46,459
	1 寄附金	37,459	9,000	46,459
18 繰入金		1,020,324	△290,544	729,780
	1 特別会計繰入金	25,902	27,358	53,260
	2 基金繰入金	994,422	△365,344	629,078
	3 公営企業会計繰入金	0	47,442	47,442
19 繰越金		150,000	213,164	363,164
	1 繰越金	150,000	213,164	363,164
20 諸収入		680,706	117,178	797,884
	5 雑入	491,321	117,178	608,499
21 市債		979,400	144,800	1,124,200
	1 市債	979,400	144,800	1,124,200
歳 入	合 計	29,029,985	291,278	29,321,263

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		222,737	△4	222,733
	1 議会費	222,737	△4	222,733
2 総務費		3,334,114	39,856	3,373,970
	1 総務管理費	2,652,755	40,987	2,693,742
	2 徴税費	363,594	12,539	376,133
	3 戸籍住民基本台帳費	221,285	△6,609	214,676
	4 選挙費	41,449	△886	40,563
	5 統計調査費	22,340	△6,866	15,474
	6 監査委員費	32,691	691	33,382
3 民生費		13,855,488	113,427	13,968,915
	1 社会福祉費	5,831,248	48,338	5,879,586
	2 児童福祉費	6,409,479	55,091	6,464,570
	3 生活保護費	1,614,760	9,998	1,624,758
4 衛生費		2,446,595	△12,739	2,433,856
	1 保健衛生費	870,711	△13,627	857,084
	2 清掃費	1,575,884	888	1,576,772
5 労働費		51,801	△397	51,404
	1 労働諸費	51,801	△397	51,404
6 農林水産業費		87,762	△411	87,351
	1 農業費	87,762	△411	87,351

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		220,644	△6,626	214,018
	1 商工費	220,644	△6,626	214,018
8 土木費		2,075,720	14,471	2,090,191
	1 土木管理費	139,553	△11,416	128,137
	2 道路橋梁費	519,515	3,768	523,283
	3 河川費	162,415	△588	161,827
	4 都市計画費	1,234,640	22,674	1,257,314
	5 住宅費	19,597	33	19,630
10 教育費		2,779,236	143,701	2,922,937
	1 教育総務費	475,336	28,512	503,848
	4 社会教育費	686,391	△6,857	679,534
	5 保健体育費	1,051,886	122,046	1,173,932
歳 出	合 計	29,029,985	291,278	29,321,263

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 保健体育費	桶川サン・アリーナ空調設備整備事業	127,000 千円

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
道路詳細設計委託	令和8年度から 令和9年度まで	11,000 千円

第4表 地方債補正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市民ホール設備改修事業	千円 92,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率 見直し方式で借り入れる 政府資金及び地方公共団 体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率）	政府資金については、その融通 条件により、銀行その他の場合 はその債権者と協定した融通条 件による。ただし、市財政の都 合により据置期間を短縮し、又 は繰上償還若しくは低利に借り 換えることができる。	千円 93,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
駅東口開発事業	72,600	同 上	同 上	同 上	88,900	同 上	同 上	同 上
桶川サン・アリーナ改修事業	74,300	同 上	同 上	同 上	201,300	同 上	同 上	同 上
計	979,400				1,124,200			

桶川市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)

第 3 8 号議案

令和 8 年度桶川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度桶川市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 2 5 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 1 4 2, 7 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

桶川市長 小 野 克 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		572,408	△88,410	483,998
	1 他会計繰入金	422,408	△5,462	416,946
	2 基金繰入金	150,000	△82,948	67,052
5 繰越金		1	81,153	81,154
	1 繰越金	1	81,153	81,154
歳 入	合 計	7,150,000	△7,257	7,142,743

(単位：千円)

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		107,667	△5,462	102,205
	1 総務管理費	92,529	△5,462	87,067
3 国民健康保険事業費納付金		1,871,245	△1,795	1,869,450
	1 医療給付費分	1,237,979	△6,267	1,231,712
	2 後期高齢者支援金等分	439,827	△1,213	438,614
	3 介護納付金分	153,848	449	154,297
	4 子ども・子育て支援金分	39,591	5,236	44,827
歳 出	合 計	7,150,000	△7,257	7,142,743

桶川市介護保険特別会計補正予算(第2回)

第 39 号議案

令和 8 年度桶川市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 8 年度桶川市の介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 9 , 6 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 7 6 8 , 2 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

桶川市長 小 野 克 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		1,310,727	5,918	1,316,645
	1 一般会計繰入金	1,175,654	5,918	1,181,572
7 繰越金		7,501	200,201	207,702
	1 繰越金	7,501	200,201	207,702
8 諸収入		43	13,573	13,616
	2 雑入	42	13,573	13,615
歳 入	合 計	7,548,528	219,692	7,768,220

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		224,224	33,276	257,500
	1 総務管理費	179,064	33,276	212,340
4 基金積立金		5,230	96,599	101,829
	1 積立金	5,230	96,599	101,829
5 諸支出金		6,403	89,817	96,220
	1 償還金及び還付加算金	6,403	89,817	96,220
歳 出	合 計	7,548,528	219,692	7,768,220

桶川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

第 4 0 号議案

令和 8 年度桶川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度桶川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 3 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 0 0, 3 5 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

桶川市長 小 野 克 典

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		291,582	431	292,013
	1 一般会計繰入金	291,582	431	292,013
3 繰越金		1	2,928	2,929
	1 繰越金	1	2,928	2,929
歳 入	合 計	1,597,000	3,359	1,600,359

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		46,965	3,359	50,324
	1 総務管理費	38,470	3,359	41,829
歳 出	合 計	1,597,000	3,359	1,600,359

